

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります

令和3年1月1日より、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得ができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、就業規則を改定した上で時間単位の取得ができるようになります。

改正のポイント

- 半日単位での取得が可能
- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



- 時間単位での取得が可能
- すべての労働者が取得できる



- ※改正後は1日単位、半日単位だけではなく、1時間単位で子の看護休暇や介護休暇を取得できるようになります。
- ※法令で求められるのは、「中抜け」なしの時間単位休暇ですが、労働者がより柔軟に休暇を取得できるように「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮頂きたいと厚生労働省のリーフレットにてしております。「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。
- ※子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務である場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。
- ※時間単位で利用できる有給の子の看護休暇や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした会社には、両立支援等助成金が支給されます。

厚生労働省より子の看護休暇や介護休暇の時間単位での取得に関するQ&Aが下記アドレスにて公開されています。実務上の取扱いについてのQ&Aが記載されていますのでご参照ください。

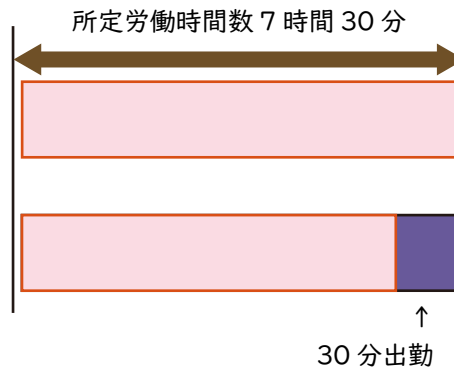
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000582061.pdf>

例えば、1日の所定労働時間が7時間30分の場合、端数の「30分」はどう扱うかという疑問については、端数の「30分」を切り上げて、8時間分の休暇で「1日分」とします。



① 丸1日 休み場合

② 7時間 休み場合



● 「1日」の介護休暇を取得

● 残り4日取得可能

● 「7時間」の介護休暇を取得

● 残り4日+1時間取得

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。